

## ■新型コロナウイルス感染拡大予防対策としての 住民票の写し交付等の手数料減免の実施について(案)

**目的** / 新型コロナウイルスによる感染拡大防止対策として、証明書の郵便請求をお願いしているものの、目に見えて来庁者数の減少につながっておらず、さらに給付金支給に関する報道を受け来庁する市民が増えていることから、来庁者の接触機会低減のための新たな手段として、郵便請求に限った証明書の発行手数料を免除する事業を実施する。これにより市民の命を守る取り組みとすると同時に、職員への感染防止対策の一環とする。

**期間** / 和2年5月7日からの非常事態宣言期間中  
※非常事態宣言期間が延長となれば、実施期間の延長を検討する。  
※補正予算については、延長を見込み6月末までを期間として算出する。

**対象** / 証明書の発行を郵便請求にて申請する個人  
※戸籍関係証明に関しては、市内に居住する個人に限る。  
※窓口での請求、法人・八士業・債権者からの郵便請求は除く。

**対象証明** / 住民票の写し、住民記載事項証明、戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍附票、身分証明、受理証明、独身証明、所得・課税証明

**その他** / ・返信の郵送料は市が負担するが、請求には、申請書や本人確認書類などのほか、返信先の宛名を記入し切手の貼っていない封筒の同封を原則とする。  
・1回の郵便請求につき証明書3枚(部)を上限とする。

### 事業費 / 5月臨時議会補正予算額 1,810 千円

□R元年4～6月分 1 日平均来庁者の 20%	住民票等	28 人…①
	住民記録その他	2 人…②
	戸籍	1 人…③
	所得課税証明	11 人…④

□R2年4～6月の開庁日数 39 日間…⑤

□請求枚数上限 3 枚(部)…⑥

□上記平均来庁者が郵便請求とした場合の減収予想額

住民票等 単価 300 円×①×⑤ = 982,800 円

住民記録その他 単価 300 円×②×⑤ = 70,200 円

戸籍 単価 750 円×③×⑤ = 87,750 円

所得課税証明 単価 400 円×④×⑤ = 514,800 円

□返信用郵便料 単価 94 円×(①+②+③+④)×⑤ = 153,972 円 合計 1,809,522 円

## ○特別定額給付金の概要

### 1. 給付の目的

政府が令和 2 年 4 月 20 日に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、家計への支援を行うため、市民 1 人あたり 10 万円の給付を行うもの。

### 2. 給付対象

基準日(令和 2 年 4 月 27 日)に、本市の住民基本台帳に記載されている人

### 3. 申請及び給付

原則として、世帯主が申請し、世帯主が世帯員全員分を受給(世帯主への口座振り込み)

### 4. 申請方法

#### ①郵送による申請

申請書に振込口座を記入し、本人確認書類及び振込先口座がわかる書類を添付し、郵送により返送。

#### ②オンラインによる申請

マイナンバーカードを所持している人が、電子申請手のホームページ(マイナポータル)に接続し、振込先口座を添付して申請。

※コロナウイルス対策として、原則として窓口では受付しない。

### 5. 申請期間

#### ①郵送による申請

令和 2 年 6 月 1 日(月)～8 月 31 日(月)

#### ②オンラインによる申請

令和 2 年 5 月 1 日(金)～8 月 31 日(月)

### 6. 事業費

7,046,402 千円

\* 財源は国庫補助(10 割)

## 第2回 ひとり親家庭生活支援臨時給付事業 ≪新型コロナウイルス感染症対策≫ 【案】

### 【目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う小中学校等の臨時休業や企業活動の停滞の影響が、現在も続いていることから、ひとり親家庭を経済的に支援するための第2回目の独自施策として、児童数に着目した給付事業を臨時・緊急的に実施する。

**【対象世帯】** 児童扶養手当受給者(全部支給・一部支給)  
 令和2年5月分または6月分受給者  
 ≪除外世帯≫ 生活保護世帯

**【支給金額】** 受給世帯のうち児童1人の場合は、10,000円を支給する。2人目以降は1人5,000円を加算した額を支給する。

児童数	受給世帯数	児童数別支給額	支給額
1人	372	10,000	3,720,000
2人	189	15,000	2,835,000
3人	49	20,000	980,000
4人	13	25,000	325,000
合計	623		7,860,000

**【対象世帯】** ○5月分受給者  
 ・児童扶養手当登録者数(全部支給停止者除く) 656世帯 … ①  
 ○6月分受給者  
 ・転入者(5月末まで)(台帳移管未完了) 5世帯 … ②  
 ・新規申請予定者(受理してるが未処理も含む) 20世帯 … ③  
 ○生活保護世帯 58世帯 … ④  
 ①+②+③-④ = 623世帯 (令和2年3月分より推計)

**【事業費】** 8,091,464円 ⇒ **【5月臨時議会補正予算額】** 8,093千円

≪内訳≫ ・給付金 623世帯 7,860,000円

・事務費 231,464円 ≒ 233,000円

(	郵送代	104,664円(623世帯×84円×2回)	)
	用紙代	2,200円(A4/1ケース)	
	振込手数料	124,600円(623世帯×200円)	)

令和2年度 子育て世帯(児童手当受給世帯)への臨時特別給付金事業について  
 ≪新型コロナウイルス感染症対策≫

【案】

【目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う小学校等の臨時休業等による影響を勘案し、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、児童手当受給世帯に臨時・特別に一時金を支給する。

【支給対象】

令和2年4月分(3月分含む)児童手当受給者

※令和2年3月31日に恵庭市に居住する平成16年4月2日から令和2年3月31日に生まれた児童がいる世帯

※令和2年4月分特例給付(\*)の受給者除く

(\*)特例給付とは…児童手当所得制限限度額以上の収入がある場合月額5,000円の給付

【支給金額】

児童1人当たり10,000円

【対象数】

9,280名

≪0～15歳までの児童数 9,520名≫ 令和2年3月31日現在(推計)

・児童手当の受給児童数 6,280名 … ①

・公務員世帯の児童数見込み 3,000名 … ②

・特例給付対象児童数 240名 … ③

①+②=9,280名 【5,568世帯】

【事業費】

97,689千円 【5月臨時議会補正予算額】

≪内訳≫ ・給付金 9,280名×10,000円 = 92,800千円

・事務費 4,886,760円 ≒ 4,889千円

職員時間外勤務手当 212,820円

消耗品 29,040円

印刷製本費 148,500円

通信運搬費 1,176,000円

金融機関振込手数料 600,000円(公務員分)

システム改修・パンチ委託料 2,720,400円

第2弾 経済対策支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）（案）

資料5

事業概要		予 算(千円)	
情報発信事業			
①	テイクアウト・デリバリー ・印刷（クーポン付き印刷物） 30,000部 ・新聞折込 28,000部 ・広告掲載	クーポン代500千円 800千円 200千円 500千円×2回	2,500
商店街支援			
②	・商店街活力再生事業 上乗せ補助 ～新型コロナウイルス感染症対策で独自の取組を行う場合に、活力再生補助金を上乗せ交付する（既に恵み野商店街から相談有）	300千円×5団体	1,500
相談・申請支援事業			
③	・行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士などによる総合相談会（月1回程度継続的に開催） ・専門家による申請業務の支援（補助金申請や融資申請など） ・オンライン相談システム構築（通信機器をよらず支援拠点などに設置し、患庭で相談できるなど。） ・支援制度紹介の動画作成	使用料賃借料 500 謝金 500	1,000
事業者支援			
④	小規模事業者営業支援金（第2弾） 従業員9名以下の小規模事業者で新型コロナウイルスの影響により前年同期の売上が△20%となったものに対し、固定的にかかる経費を補填することを目的とし支援金として給付する。 前年の事業収入の額に応じ段階的に支給。 ・200万円以上、・100万円以上200万円未満、・100万円未満	想定件数750件（全体） 300千円×570件＝171,000千円 250千円×120件＝30,000千円 200千円×60件＝12,000千円	213,000
その他事務費			
⑤	制度周知費用 ・通信運搬費 ・会計年度職員 ・消耗品費	120円×1,000通×7回＝840千円 3月×2名 840千円 320千円（封筒代、インク代ほか）	2,000
合 計			220,000

## 就学援助対象家庭生活支援臨時給付事業

## 《新型コロナウイルス感染症対策》

## 【案】

## 【目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う小中学校等の臨時休業や企業活動の停滞の影響を勘案し、就学援助対象家庭を経済的に支援するために、臨時・緊急的に実施する。

## 【対象世帯】 就学援助認定者(準要保護・特別奨励)

令和2年度受給者

《除外世帯》 生活保護世帯

## 【支給金額】 就学援助認定児童生徒 1人につき 10,000円

## 【対象人数】 就学援助認定者

○準要保護認定者(R2.3月末) 1,003人 … ①

○特別奨励認定者(R2.3月末) 46人 … ②

○年度途中増加分 100人 … ③

①+②+③=1,149人 ≒ 1,150人

※令和2年度の認定作業中であるため、対象人数は変動する予定。

## 【支給時期】 令和2年7月(予定)

## 【事業費】 11,770,840円 ⇒ 【5月臨時議会補正予算額】 11,771千円

《内訳》 ・給付金 1,150人×10,000円=11,500千円

・事務費 270,840円 ≒ 271千円

（郵送代 122,640円(730世帯×84円×2回)  
用紙代 2,200円(A4/1ケース)  
振込手数料 146,000円(730世帯×200円)